

かべ新聞

第131号

2020年
2月14日

JR東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

規程違反の出向を撤回せよ！

2月13日、東海労組合員に「株式会社シムックス」（警備会社）の出向発令が出されました。しかし、この発令は出向規程に違反しているといえます。

出向規程には「第2条『出向』とは、社員の地位を保有したまま、会社の命により、関連会社または団体等に勤務することをいう。」となっています。「株式会社シムックス」はJR東海の関連会社ではありません。また、「関連会社または団体等」とあることから、「団体等」は関連会社に準ずるものと考えられます。JR東海と全く関係なく営利を目的とする「株式会社シムックス」が「団体等」に含まれるとはいえません。今回の出向発令は明らかに出向規程違反です。

公正・公平な運用を！

今回の出向には他にも問題点があります。運用について公正・公平であるとはいえないことです。

組合員は専任社員になる前に出向を命じられました。しかし、専任社員としてJR本体で現役として同じ業務につく人もいます。どういう基準でそうなるのか明確なものはありません。誰もが納得するものでなければなりません。

本人の気持ちに立って対応せよ！

出向を命じられた組合員はこれまでの面談等で、「希望はこの職場に残ることです」と明確に伝えていましたが、この希望を無視する発令です。

また、出向先も1社だけが提示されました。専任社員として全く違う職種について生活するのは大きな苦痛となります。出向に際しては数社の関連会社を提示して本人が選択できるようにすべきです。